

少子高齢化時代に強い年金

積立方式なので、加入者・受給者の数に影響されません。

自由に設定・変更できる保険料

保険料は経営状況や老後の生活設計により、月額2万円から6万7000円まで自由に選択でき、変更もできます。

80歳までの保証付き終身年金

年金は生涯受給できます。仮に受給者が80歳前に死亡した場合、80歳までに受け取るはずだった額が、死亡一時金として遺族に支払われます。

大きな節税効果

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

意欲ある担い手には国から助成

一定の要件を満たす人には、保険料2万円のうち最大1万円が国から助成されます。

農地改良には手続きが必要

農地改良とは？

所有者または耕作者の意思により、耕作に適する土で農地を埋め立て、盛り土をしたり、土壌を掘削(原則として地表から60cm以内)して、たい肥などを投入したりすることです。(たい肥の施用については

基準を守り、土壌診断結果と資材の特性に応じて施肥量・施肥量を調整してください。過剰施用は避けましょう。)

農地改良に使用できる土等とは？

山土等耕作に適する土農産物の栽培に適する土)や、環境汚染が無く、作物の生育を助長するたい肥など。

手続き

農地改良工事にかかる前に、必ず「農地改良届」(工事期間は3か月以内)と「農地等整備工事に関する誓約書等」を提出してください。「農地改良届」は農業委員会へ、「農地等整備工事に関する誓約書等」は土地改良区へそれぞれ提出してください。

なお、「農地改良届」提出の際には、土地改良区、地元農業委員もしくは利用集積促進員の確認印が必要です。

「農地改良届」などの用紙

用紙は、農業委員会または農業委員会ホームページにありますのでご利用ください。

農地の適正管理について

「遊休農地をなくしましょう」

市内各地に、耕作放棄地などの遊休農地が見受けられます。田原市

内での遊休農地の状況を把握するため、毎年「遊休農地実態調査」を行っています。調査結果は左記のとおりです。

遊休農地実態調査結果(単位:ha)

年度	H16	H17	H18
田原	181	165	134
赤羽根	89	78	76
渥美		274	263
合計		517	473

いったん遊休化した農地を再度耕作可能に復元するためには、多大な費用と労力を要します。作物を栽培しない場合は管理耕作をするなど、農地の適正管理に努めましょう。

遊休農地の解消については、農業委員会も重点解消地区を定め、農政課、営農支援センター、土地改良区などの協力を得ながら進めています。

耕起月間にご協力を

農業委員会では、遊休農地発生防止のため、田植前の4月、病害虫発生前の7月、雑草の種が飛散する10月を「耕起月間」と定め、特にこの時期における農地の適正管理の啓発

を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

特定法人貸し付け事業

田原市ではこれまで、株式会社などの企業が農地を取得することはできませんでしたが、しかし、地域活性化と農地の有効利用の観点から、借地方式による農地の権利取得が可能になりました。

《企業参入の要件》

- ・企業の構成員に常時農業に従事する人が1名以上いること
- ・借りられる農地は、耕作放棄地または耕作放棄地になりそうな農地
- ・田原市と参入区域の確認が必要
- ・事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、田原市との協定締結が必要
- ・農業を行う農地について、農業委員会の許可等権利設定が必要

農業委員会事務局

事務室移転のお知らせ

旧庁舎(現北庁舎)1階の東側にありました事務室が、同じく北庁舎の2階西側に移転しました。お越しの際にはご注意ください。

